

令和4年12月（第4回）産業建設委員会委員長報告

それでは、産業建設委員会に付託されました議案の審査の結果とその概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第114号及び議案第115号は賛成多数をもって、議案第116号から第119号までの4件については全会一致をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第114号宇部市産業振興条例制定の件についてです。これは、産業の振興についての基本的な事項を定め、本市の産業に関わるもののそれぞれの役割について明らかにするとともに、関係機関が一体となって、産業の振興による地域経済の活性化を図るため、条例を制定し、それに伴う所要の整備を行うものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

宇部市中小企業振興基本条例の前文を削除して、産業振興条例に前文を盛り込むということだが、中小企業を振興していこうという基本理念はどうなるのかただしたところ、中小企業振興基本条例の前文は宇部市の産業の、歴史的背景やその成り立ちを主に述べている部分であり、本市の発展の中で中小企業が果たしてきた役割も含めて、その主な内容については産業振興条例の前文に引き継いだかたちで盛り込むこととする。

中小企業振興基本条例の基本理念の部分は削除等しておらず、中小企業の振興に取り組むという基本理念に変更はないとのことでした。

以上のような質疑の後、一部委員から本案に対し、附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び番号を削る内容の修正案が提出され、提出者から、中小企業振興基本条例の前文には、宇部市の中小企業の立場や、これからも果たしていく中心的な役割などが記されており、

これからもその基本理念をしっかりと持ち運営を行う必要があることから、今までどおりの中小企業振興基本条例で、中小企業振興等の施策を進めていくことが必要であると考えたとの提案説明がなされました。

続いて、討論においてまず、修正案に対して賛成の立場から、産業全体で宇部市を活性化していく必要があるため産業振興条例には賛成であるが、附則により中小企業振興が後退しかねない。

中小企業が置かれている状況を鑑み、中小企業振興基本条例は制定されたはずであり、前文等を削除する必要はないと考えるため、修正案に対して賛成する。

次に、原案に対して賛成の立場から、答弁の中で、中小企業振興基本条例の基本理念の部分は残した上で、新たに産業振興条例を制定し、産業振興を取り組む中で中小企業振興もしっかりとやっていくことが確認できたため、原案に対して賛成するとの討論がありました。

以上のような討論がなされた後、採決を行った結果、まず修正案については賛成少数をもって否決となり、次いで、原案については、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第115号宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設条例制定の件についてです。これは、中心市街地の活性化に向けて新たなまちの魅力を創造し、多くの市民が集うにぎわいのあるまちを創出するとともに、次代を担う子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを実現するため、宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設を設置するものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

宇部市常盤通りにぎわい交流拠点施設に入るそれぞれの施設の、開館日と開館時間を決定した経緯についてただしたところ、実施方針及び要求水準書（案）を公表した後、民間事業者との対話の中で、開館日にはにぎわいを創出するというのであれば、基本的には12月31日と翌年1月1日以外は開館し、誰でもいつでも利用できるようにした方がいい。

開館時間も一部施設を除き、基本的には午前9時から午後9時で考えた
いとの意見が出た。これらの民間事業者からの意見を踏まえ、市として
再度検討した結果、開館時間を変更しているとのことでした。

続いて行った討論において、委員から次のような発言がありました。

原案に反対する立場から、1点目として、施設利用の設定時間等、利
用者側の理由ではなく、設置者側の理由で時間を狭めたりしてしまうこ
とで、その部分の機能が本当に子育て応援として、子供のためになって
いるのかという疑義が拭いきれない。

2点目として、指定管理料のシミュレーションが足りない。開館時間
を延ばすと人件費が高くなるだろうという漠然とした根拠で開館時間
を判断され、これで本当に機能が発揮できるのかという疑義が拭いきれ
ない。

以上2点の理由により、原案に反対する。

以上のような討論の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本
案は賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第116号開発行為の許可の基準に関する条例中一部改正
の件についてです。

これは都市計画法施行令の一部を改正する政令の趣旨を踏まえ、開発
行為の許可の基準を緩和するものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

この条例改正により、開発行為で設置される小規模な公園の増加は抑
制されていくと思うが、開発区域の面積が1ヘクタール未満なら公園を
設置しなくてもよいという条例のため、条例を適用せずに設置される業
者も出てくるかもしれない。その点について業者への条例改正の周知を
どう考えるかただしたところ、公園を設置すれば、その分宅地面積が減
少するため、多くの業者は公園を設置しないと考えるが、この度の条例
改正の趣旨を踏まえ、周知について努めていくとのことでした。

以上のような質疑の後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本

案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第118号宇部市営旅客自動車運送条例中一部改正の件についてです。これは特殊定期乗車券の種類を見直すとともに、その他所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

定額で全線乗り放題となるサブスクリプション定期券（サブスク）の導入によって、収支がどのようになる見込みかただしたところ、今のエコ定期券の乗り換えの度の100円運賃の煩わしさや特急便が利用できないことが解消されることで、利用者増につながるため、収支が上がると考えているとのことでした。

次に、議案第119号工事請負契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体工事）についてです。これは工事請負契約の締結について、市議会の議決を求めるものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

契約の相手側が市内業者2社の共同企業体であることは理解できたが、共同企業体の下請け業者も市内業者にするようにできるのかただしたところ、下請けの届出書を宇部市に提出するため、どのような下請け業者が請け負うのか確認することはできるが、宇部市内の業者に限定させることは難しいとのことでした。

その他の議案については、本席から特に補足して御説明申し上げる事項はありません。よろしく御審議くださるようお願いし、産業建設委員会の報告を終わります。